平成２２年（フ）第６９２６号
東京都中央区月島３丁目３―12―502
債務者　島田かほる（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９２７号
東京都豊島区西池袋５丁目13―13―1008
債務者　清田　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９３１号
神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰２丁目51－５－Ｂ202
債務者　山本　忠孝
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９３２号
千葉県長生郡一宮町一宮10065
債務者　田中　秀代（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９３４号
東京都台東区竜泉１丁目25－４―501
債務者　橋本　英美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９３５号
千葉県市川市南八幡１丁目４―13
債務者　石鰹　寿佳
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９３８号
東京都町田市本町田2348―１公社住宅ホ８―303
債務者　稲垣　正生
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９４１号
神奈川県横浜市青葉区もみの木台６－８―401
債務者　仲野　協子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９４２号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目19―３―204
債務者　外崎　邦子（旧姓石渡）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９４３号
東京都豊島区西池袋４丁目36―15―301
債務者　五島　　淳
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９４９号
東京都八王子市散田町３丁目11―11―303
債務者　稲村多恵子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９５２号
東京都青梅市友田町３丁目110―５
債務者　奈良野正彦
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９５３号
埼玉県入間市大字新久686―９出羽方
債務者　後藤　慶剛
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９５５号
東京都中野区上高田４丁目22―３―202
債務者　菊地　　貢
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９５６号
東京都葛飾区堀切２丁目26―４―206
債務者　十文字明三
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部